

令和5年4月23日執行

横浜町議会議員一般選挙
立候補予定者説明会資料

横浜町選挙管理委員会

次 第

1. 開会
横浜町選挙管理委員会 事務局長

2. 挨拶
横浜町選挙管理委員会 委員長 秋田 峰雄

3. 立候補にあたっての説明
横浜町選挙管理委員会 事務局

青森地方法務局むつ支局から 青森地方法務局 むつ支局

野辺地郵便局から 野辺地郵便局

野辺地警察署から 野辺地警察署

4. 質疑

5. 閉会

【用語】

公選法	公職選挙法
公選令	公職選挙法施行令
条 例	横浜町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

【 1. 主要日程】

月	日	時間	主要日程	場所
2	15 (水)	午後1時30分～	立候補予定者説明会	ふれあいセンター
4	12 (水)	午前9時～正午	立候補届事前審査	役場3階大会議室
4	17 (月)		選挙人名簿登録基準日・登録日	
4	18 (火)		選挙期日の告示	
		午前8時30分～午後5時	候補者届出等受付 ※無投票の場合は、選挙会等の日程を改めて通知	役場3階大会議室
		候補者届出等受理後から4月22日まで	選挙運動開始	
		午前8時30分～午後5時	選挙人名簿登録者閲覧	役場1階 選挙管理委員会室
		午後5時30分～	投票記載所等に掲示する候補者の氏名等の順序を決定するくじ執行	役場3階大会議室
4	19 (水)	午前8時30分～午後8時 ※4月22日まで	不在者・期日前投票開始	役場1階不在者・期日前投票所
4	20 (木)	午後5時まで	選挙立会人届出期限	役場1階 選挙管理委員会室
		午後8時	選挙立会人決定のくじの執行、選挙立会人決定	役場3階大会議室
4	22 (土)		選挙運動最終日	
4	23 (日)	午前7時～午後8時	投票日 ※1区は午後6時まで	
		午後8時45分	選挙会（開票）の開催	横浜町トレーニングセンター
4	24 (月)	午前9時 午前10時	無投票の場合選挙会の開催 当選の告知、当選証書の付与	役場3階大会議室
5	8 (月)		収支報告書の提出期限（第1回目） 供託金返還手続き開始予定	

- ・青森地方法務局むつ支局：供託は立候補届出前までに済ませて下さい。
- ・野辺地警察署：選挙運動用自動車等の設備外積載許可申請は選挙運動前までに済ませて下さい。
- ・野辺地郵便局：選挙葉書の交付・差出は立候補届出後に行ってください。

※定時登録時に作成する選挙人名簿の閲覧は随時受付けておりますが、閲覧者の重複を避けるためにも事前に選挙管理委員会へご連絡下さいますようお願いいたします。

【2. 今回からの主な変更事項】

(1) 供託金制度の導入（公選法改正 令和2年12月12日施行）

今回選挙から発生します。供託金額は15万円です。

(2) 選挙運動費用の公営拡大（公選法改正 令和2年12月12日施行）

今回選挙から対象となります。令和3年9月議会にて条例制定済みとなっています。

選挙運動用自動車の使用、ビラ・ポスターの作成について公費で実施可能となります。

(3) ビラ頒布の解禁（公選法改正 令和2年12月12日施行）

今回選挙から対象となります。上限枚数は1,600枚です。

(4) 立候補届出書類の押印義務廃止（公選法施行規則改正 令和3年1月1日施行）

今回選挙から実施となります。立候補届出書類は本人の署名があれば押印を省略できます。

ただし、パソコン等による記名は押印が必要となります。立候補届出時は、念のため印鑑を持参して下さい。

【 3 . 立候補関係】

(1) 立候補関係日程

立候補届事前審査	令和5年4月12日(水) 午前9時から正午まで 役場3階大会議室 立候補届出当日にスムーズに受付するための審査を実施します。 修正事項や書類不備等についてはこの時に指摘します。 <u>※選挙運動用ポスター、ビラ制作済みの場合はお持ちより下さい。</u> 日程の都合がつかない場合は随時ご相談下さい。
選挙期日告示日	令和5年4月18日(火)
立候補届出日	令和5年4月18日(火) 午前8時30分から午後5時まで 役場3階大会議室
選挙期日	令和5年4月23日(日)

(2) 選挙長・選挙管理委員会委員長氏名

横浜町議会議員一般選挙選挙長 秋田 峰雄

横浜町選挙管理委員会委員長 秋田 峰雄

(3) 被選挙権(公選法10,11)

町議会議員選挙の選挙権のある方で、選挙期日において満25歳以上の方に被選挙権があります。

(4) 立候補届出について

立候補届出の際は届出書類及び印鑑を持参して下さい。届出書類は今回より押印省略となりますが、念のため印鑑についても持参をお願いします。

なお、届出書類は基本的に本人による「署名」もしくは「記名押印」であり、データ印刷等による記名の場合は押印の必要があります。

(5) 立候補届出順について

基本的には会場到着順となりますが、受付開始時間である当日午前8時30分より前に複数の候補者が到着していた場合、くじ引きで届出順を決定します。なお、ポスター貼付の際は届出番号と同じ区画番号の箇所に貼付して下さい。

【4. 届出書類】

(1) 届出書類様式

様式は今回配付する書類に加え、横浜町ホームページにてword形式の様式データをダウンロードできるようにしておきます。

届出書類ごとに記載例様式を配付しますので、記載の際に参考として下さい。

(2) 提出必須書類（立候補届出時）

No.	書類名
1	候補者届出書
2	宣誓書
3	供託証明書原本
4	戸籍の謄本又は抄本原本
5	出納責任者選任届

○供託証明書（公選法92）

法務局で供託した際に発行されます。町議会選挙の供託金は15万円です。

立候補届出時に提出できなければ受付不可のため、早めに準備しておいて下さい。

【供託金の没収と返還】（公選法93, 202, 206）

供託金は「有効投票総数 ÷ 議員定数（10名） ÷ 10」の供託金没収点を下回る得票だった場合に没収扱いとなります。

返還手続きについては、最短で選挙日から15日後（選挙・当選の効力確定）から開始となります。選挙日15日以降に横浜町選挙管理委員会にて発行される「供託原因消滅証明書」と法務局にて配付される「供託金払渡請求書」を持参し、法務局窓口にて返還手続きを完了して下さい。

○戸籍の謄本又は抄本

候補者届出書提出の際の添付書類として必要です。横浜町役場町民課にて交付を受けて下さい。（有料）

(3) 必要な場合に提出する書類

No.	書類名	提出が必要な場合	提出タイミング
6	所属党派証明書	所属党派がある場合	立候補届出時
7	通称認定申請書	通称を使用する場合	〃
8	選挙事務所設置届	選挙事務所を設置する場合	〃
9	選挙運動中報酬を支給する者の届出書	報酬支給者を予定している場合	〃
10	<u>選挙運動用ビラ届出書</u> (見本のビラを添付)	<u>ビラ頒布を希望する場合</u>	〃
11	選挙立会人となるべき者の届出書	選挙立会人となるべき者がいる場合	選挙日3日前の午後5時まで
12	選挙事務所異動届	異動した場合	異動後ただちに
13	選挙事務所廃止届	廃止した場合	廃止後ただちに
14	出納責任者異動届	異動した場合	異動後ただちに
15	公共施設使用個人演説会開催申出書	開催する場合	開催2日前まで
16	選挙立候補辞退届	立候補辞退する場合	立候補届出日の午後5時まで

○通称認定申請書（公選令88, 89）

立候補届出の告示、投票記載所、新聞広告等の掲示に候補者の本名（戸籍名）に代えて通称の記載・使用を求める場合に申請書を提出して下さい。

(4) その他の書類

No.	書類名	備考
17	出納責任者が支出することのできる最高金額誓約書	公選法180 提出不要、各陣営で作成・保管
18	選挙運動用ポスター	法令に従って作成されているか審査します。
19	選挙運動用ビラ	

(5) 選挙公営に関する書類

①各種契約届出書、②各種契約書の写し、③各種確認書

これらの書類は立候補届出時に提出が可能ではありますが、立候補届出関係の書類審査を優先させるため、立候補届出時に提出があった際は、後日審査の上必要書類を立候補者へ渡すこととします。なお、事前審査の際に提出があった場合には審査いたします。

【5. 交付する物品、証明書等】

届出書が受理された候補者には、次の物品等を交付します。受領の際には種類及び数量を確認し、二重交付、不足等があった場合は係員に申し出て下さい。

なお、表示・交付物において届出順に応じた番号は振りますが、候補者氏名等は各自で記載して下さい。

(1) 必ず交付する物品、証明書等

No.	物品・証明書の種類	数量	使用の目的
1	街頭演説用標旗	1	街頭演説の場合に掲出する
2	選挙運動員腕章	11	街頭演説に従事する者が着用する 街頭演説に従事する選挙運動員は乗車証腕章を通じて15名以内
3	乗車証腕章	4	候補者、運転手1名以外の乗車する運動員が着用する
4	選挙運動用自動車・船舶表示板	1	自動車冷却器又は船舶操舵室の前面に常時掲出する
5	選挙運動用拡声機表示板	1	拡声機送話口の下部に常時掲出する
6	候補者用通常葉書使用証明書	1	無料葉書の交付又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合、郵便局に提示する 通常葉書800枚まで
7	選挙運動用通常葉書差出票	8	選挙運動用葉書を郵便局に差し出すときに添付する 1枚の差出票により、100枚の葉書を差し出すことができる
8	選挙葉書受領書	5	郵便局にて無料葉書の交付を受けたときに提出する
9	新聞広告掲載証明書	2	希望する新聞社に提出、有料で2回広告を掲載可能 横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限る。色刷りは認められない
10	表示等返還目録	1	選挙終了後に作成し、物品とともに町選管へ提出
11	選挙会参観人入場券	5	選挙会(開票)の参観の際に1人につき1枚使用する 1候補当たり5名まで

※No.1～7及び9は選挙終了後に残数分を返還する必要があります。

(2) 必ず交付する確認用書類

No.	書類	備考
12	選挙運動費用の制限額告示の写し	
13	投票記載所等の氏名等掲示のくじの執行場所等の通知	4月18日午後5時30分実施予定の氏名等掲示くじ通知書
14	投票記載所等の氏名等掲示のくじの立会委任届	くじ実施の際に候補者以外が立会う際の委任届

【投票記載所等の氏名等掲示のくじ】（公選法175）

期日前選挙及び投票日当日の投票所における掲示の記載順をくじで決めます。立候補者以外の代理の方が出席される場合は委任届を持参して下さい。欠席の場合は選挙管理委員がくじを引いて順番を決定します。

(3) 立候補届出時に申請書・届出書を提出した際に交付する物品、証明書等

交付を希望する際は、事前審査の際に書類用意、または町選管へ希望する旨お伝え下さい。

No.	物品・証明書の種類	備考
15	選挙立会人を決定するくじの執行場所等の通知	選挙立会人となるべき者の届出書を提出した際に交付 4月20日午後8時実施予定の選挙立会人くじ通知書
16	選挙立会人を決定するくじの立会委任届	くじ実施の際に候補者以外が立会う際の委任届
17	通称認定書	通称認定申請書を提出した際に交付
18	<u>選挙運動用ビラ証紙交付票</u>	<u>選挙運動用ビラ届出書を提出した際に交付</u>
19	<u>選挙運動用ビラ証紙</u>	<u>選挙運動用ビラに貼付けする</u> 頒布できるビラ上限は1, 600枚

【選挙立会人を決定するくじ】（公選法76）

届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上なった場合、選挙立会人をくじで決めます。くじの必要がない場合は、届出のあった者で、選挙人名簿に登録されている者をもって選挙立会人と決定し、通知いたします。

【6. 主な選挙運動の内容、制限等】

運動の種類	内容
運動の期間 公選法129	○立候補の届出の日（届出が受理されたとき）から選挙期日の前日まで（4月18日から4月22日まで）
選挙運動のできない者 公選法88、135、136 136の2、137 137の2、137の3	○投票管理者、選挙長は在職中その関係区域内において選挙運動をすることができない。 ○次の特定公務員は、在職中選挙運動をすることができない。 選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員 ○次の者はその地位を利用して選挙運動をしてはならない。 国又は地方公共団体の公務員、公団等の役員・職員 ○教育者は、その地位を利用して選挙運動をしてはならない。 ○年齢満十八年未満の者、並びに選挙犯罪により選挙権、被選挙権を有しない者は選挙運動をすることができない。
選挙事務所 公選法130、132 134、143	○事務所の数は候補者1人につき1箇所 ○投票当日において投票所を設けた場所の入口から直線距離で300メートル以内の区域にある選挙事務所は閉鎖するか、又は300メートル以外の区域に移転させなければなりません。この場合は廃止届（異動届）が必要です。 ○選挙事務所にはその表示のために、次のようなものを掲示することができます。 (1) 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類 (2) 規格 ポスター、立札、看板の類 : 縦350cm×横100cm以内 ちょうちんの類 : 高さ85cm×直径45cm以内 (3) 数量 ポスター、立札、看板の類 : 通じて3個以内 ※通じて3個とは、ポスターを2枚使った場合、残りの使用は立札か看板を1枚のみ使用といった意味合い ちょうちんの類 : 1個 (4) 記載内容 選挙事務所を表示するもの 単に候補者の政見や経歴のみを記載したものは掲示できません。

	<p>(5) 掲示場所 事務所の所在する場所に限られる。</p> <p>(6) その他 投票当日も掲示したままにできるが、新たな掲示はできません。</p>
<p>選挙運動用ポスター</p> <p>公選法144、144の2 公選令111</p>	<p><u>○枚数は56枚(町内ポスター掲示場の数)</u></p> <p><u>掲示場所位置図を希望する場合は、申し出て下さい。</u></p> <p><u>区画数は15区画であり立候補受付番号と同じ区画に掲示して下さい</u></p> <p>○規格 : 長さ42cm×幅30cm以内(タブロイド型)</p> <p>○ポスターの表面に掲示責任者及び印刷者の住所・氏名(印刷者が法人であるときはその住所と名称)を記載して下さい。</p> <p>○紙質、色彩、記載内容については、法令に違反しない限り制限はありません。</p> <p>○選挙当日のポスター張り替え等はできません。</p>
<p>選挙運動用通常葉書</p> <p>公選法142 公選令109の5</p>	<p>○頒布できる枚数は800枚まで</p> <p>○立候補届出時に「候補者用通常葉書使用証明書」を交付しますので、野辺地郵便局に提示すると無料の葉書交付が可能です。手持ちの私製葉書を用いる際も、選挙用表示を受けるために証明書を提示して下さい。交付を受けた際は、受領書を提出する必要があります。</p> <p>○発送の際は立候補届出時に交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて野辺地郵便局の窓口へ提出して下さい。ポスト投函や手渡し配布はできません。また、投票日前日までに配達されるよう差し出す必要があります。</p> <p>○郵便料は公費負担のため、私製葉書に切手貼付等をしないで下さい。</p> <p>○記載内容については、法令に違反しない限り制限はありません。</p>
<p><u>選挙運動用ビラ</u></p> <p>公選法142 公選令109の6</p>	<p>○頒布できるビラは2種類以内で1,600枚まで</p> <p>○頒布方法は新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場または街頭演説の場所での頒布に限られます。ポスティングは不可です。</p> <p>○規格 : 長さ29.7cm×幅21cm以内(A4サイズ)</p> <p>○ビラの表面に掲示責任者及び印刷者の住所・氏名(印刷者が法人であるときはその住所と名称)を記載して下さい。</p> <p>○紙質、色刷り、記載内容については、法令に違反しない限り制限はありません。</p> <p>○ビラには、町選管が交付する証紙を頒布する全てのビラに貼る必要があります。証紙は「選挙運動用ビラ届出書」に記載した枚数分交付します。</p>

<p>新聞広告 公選法149</p>	<p>○選挙運動期間中に限り、有料で2回新聞広告を掲載できます。 手続きの際は、町選管から交付される「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ原稿とともに提出して下さい。</p> <p>○広告スペース：横9.6cm×縦2段組以内 掲載場所は記事下に限定 色刷りは認められないが、内容は自由</p>
<p>選挙運動用自動車、船舶 公選法141、141の2 141の3、143 公職令109の3</p>	<p>○使用できる数は自動車1台又は船舶1艘になります。 町選管から交付される「選挙運動用自動車、船舶表示板」を掲示して使用して下さい。 使用できる自動車の種類は次の通りです。</p> <p>①乗用定員4人以上10人以下の小型自動車 ②四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの ③乗車定員10人以下の乗用自動車①及び②以外のもの ④小型貨物自動車、軽貨物自動車</p> <p>○自動車には次のようなものを掲示することができます。</p> <p>(1) 種類 ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類</p> <p>(2) 規格 ポスター、立札、看板の類：縦273cm×横73cm以内 ちょうちんの類：高さ85cm×直径45cm以内</p> <p>(3) 数量 ポスター、立札、看板の類：制限なし ちょうちんの類：1個</p> <p>(4) 記載内容 制限なし</p> <p>○乗車できるのは、候補者と運転手1人のほか、乗車用腕章をつけた運動員4人までです。</p> <p>○看板等を積載して自動車を使用する場合は、設備外積載許可申請を野辺地警察署にて行う必要があります。場合によっては道路交通法違反の可能性もありますので、あらかじめ協議の上、許可を得て下さい。</p>
<p>拡声機 公職法141</p>	<p>○拡声機は、候補者1人につき、町選管交付の「選挙運動用拡声機用表示板」をつけた一式に限ります。</p> <p>○個人演説会開催の会場における一式は使用可能であり、表示板を掲示する必要はありません。</p>

<p>街頭演説 公選法164の5 164の6 164の7</p>	<p>○街頭演説を行う際は、町選管から交付された「街頭演説用標旗」を揚げ、演説者はその場にとどまって行う必要があります。</p> <p>○街頭演説をできるのは候補者1人につき15人までとなります。 「乗車用腕章」をつけた者 4人 ※運転手は除く。 「街頭演説用腕章」をつけた者 11人</p> <p>○街頭演説をできる時間は午前8時から午後8時までです。</p>
<p>個人演説会 公選法143、161 161の2、162 163、164</p>	<p>○個人演説会の開催は候補者のみに限られています。</p> <p>○開催回数に制限はありません。</p> <p>○公営施設（学校・公民館等）を使用して個人演説会を開催する場合は、開催日2日前までに「公共施設使用個人演説会開催申出書」を町選管に提出して下さい。 会場使用料は同一施設1回に限り無料です。使用時間は5時間以内です。</p> <p>○公営施設以外での個人演説会の場合、町選管への申出の費用や、使用時間や演説者の制限はありません。</p>
<p>戸別訪問の禁止 公選法138</p>	<p>○選挙人の家を訪ねて、投票依頼又は投票を得させないような行為は、戸別訪問として全て禁止されています。 演説会の開催や演説を行うことについて戸別に告知することも戸別訪問となります。</p>
<p>署名運動の禁止 公選法138の2</p>	<p>○選挙に関し、投票依頼又は投票を得させないような目的をもって、選挙人に対して署名運動をすることはできません。</p>
<p>飲食物の提供の禁止 公選法139</p>	<p>○選挙運動に関して飲食物を提供することは、どんな名目であっても禁止されます。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子及び1日15食まで弁当を提供することができます。</p>
<p>連呼行為の禁止 公選法140の2</p>	<p>○選挙運動のための連呼行為はできませんが、演説会場及び街頭演説の場所においてする場合、並びに午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動用自動車の上で連呼行為を行うことができます。ただし、学校、病院、診療所の周辺では静穏を保持するように努めなければなりません。</p>
<p>選挙期日後のあいさつの制限 公選法 178</p>	<p>○選挙の期日後、当選又は落選に関し、あいさつする目的をもって次の行為をすることはできません。</p> <p>① 戸別訪問</p> <p>② 文書図画の頒布又は掲示（但し、自筆の信書及び祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等の利用方法は除く。）</p> <p>③ 新聞紙、雑誌の利用</p>

	<p>④ 放送施設を利用して放送すること</p> <p>⑤ 祝賀会の開催その他の集会の開催</p> <p>⑥ 氣勢を張る行為</p> <p>⑦ 当選に対する答礼のため、当選人の氏名又は政治団体の名称を言い歩くこと</p>
<p>インターネット等を利用する選挙運動</p> <p>公選法142の3・4・5・6・7、178</p>	<p>○選挙運動のために使用する文書図画は、インターネット等を利用する方法により頒布することができます。</p> <p>(1) ウェブサイト等を利用する方法</p> <p>ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたもの（ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）です。</p> <p>(表示義務)</p> <p>選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画を掲載するウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示しなければなりません。</p> <p>(選挙期日当日の取り扱い)</p> <p>ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までとされており、選挙期日当日の更新はできません。</p> <p>(2) 電子メールを利用する方法</p> <p>(利用主体の制限)</p> <p>電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができます。</p> <p>(送信先の制限)</p> <p>選挙運動用電子メールの送信先には、自らアドレスを通知し、受信に同意した者に限る等、一定の制限があります。</p> <p>(記録保存義務)</p> <p>選挙運動用電子メール送信者は、一定の記録を保存しなければなりません。</p> <p>(表示義務)</p> <p>選挙運動又は当選を得させないための活動に係る電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名や電子メールアドレス等、一定の事項を表示しなければなりません。</p> <p>(3) 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等</p> <p>選挙運動のための有料インターネット広告については禁止です。</p>

(4) インターネット等を利用した選挙期日後のあいさつ行為 選挙の期日後において、選挙人にあいさつする目的で、インターネット等 等を利用し文書図画を頒布することができます。
--

○連座制（公選法251の2・3）

連座制とは、候補者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯し刑に処せられた場合には、たとえ候補者等が買収等の行為に関わっていなくても、候補者等本人については、その選挙の当選を無効とするとともに、立候補制限という制裁を科す制度です。

連座制の対象となる者の範囲が拡大され、立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）、候補者の秘書、さらに組織的選挙運動管理者等も連座制の対象となっています。

「組織的選挙運動管理者等」とは、候補者等と意志を通じて組織により行われる選挙運動で、当該選挙運動の計画の立案や調整、当該選挙運動に従事する者の指揮、監督、その他当該選挙運動の管理を行う人をいいます。

「選挙運動の計画立案・調整を行う者」とは、選挙運動全体の計画を立てたり、調整をはじめビラ配り、ポスター貼り、個人演説会・街頭演説等の計画・調整を行う人をいいます。

「選挙運動に従事する者の指揮・監督を行う者」とは、ビラ配り、ポスター貼り個人演説会の会場設営、電話作戦などにあたる者の指揮・監督を行う人をいいます。

「その他の選挙運動の管理を行う者」とは、選挙運動の分野を問わず、選挙運動の管理を行う人で、例えば選挙運動従事者への弁当の手配、車の手配、個人演説会場の確保等の管理を行う人をいいます。

こうした人々が買収など悪質な違反で禁錮以上の刑に処せられた場合にはたとえ、執行猶予の言い渡しを受けても連座制が適用されます。しかも当選の無効に加えて5年間、同じ選挙区からは立候補できないことになっています。

【7. 選挙運動の費用】

(1) 選挙運動員、選挙事務員、車上運動員、労務者に対する報酬及び実費弁償の最高額
(公選令129)

実費弁償 及び報酬 の額		報酬及び実費弁償の費用最高額			
		選挙運動従事者			労務者 (会場設営やポスター貼 付、自動車等の運転、清 掃等の機械的労務)
		選挙運動員	選挙事務員 (事務作業のみ で直接選挙運動 に関われない)	車上運動員 (いわゆるウグ イス嬢等)	
報酬	○支給することができない	○1日1人につ き10,000円 以内 ○超過勤務手当 なし	○1日1人につ き15,000円 以内 ○超過勤務手当 なし	○1日1人につき10, 000円以内 ○超過勤務手当、日額の 5割以内	
実 費 弁 償	鉄道 賃	○鉄道旅行について、路程 に応じた旅客運賃等によ り算出した額	同左	同左	同左
	船賃	○水路旅行について、路程 に応じた旅客運賃等によ り算出した額	同左	同左	同左
	車賃	○陸路旅行(鉄道旅行を除 く)について、路程に応 じた実費額	同左	同左	同左
	宿泊 料	○1夜につき12,000円以 内(食料2食分を含 む)	同左	同左	○1夜につき10,000円 以内(食料を含まな い)
	弁当 料	○1食につき1,000円以内 ○1日につき3,000円以内	同左	同左	○支給することができな い
	茶菓 料	○1日につき500円以内	同左	同左	○支給することができな い
備考	<p>○人数は、1日につき町議会選挙は 7人まで、選挙運動期間中を通して 45人まで異なった者を使用でき る</p> <p>○「選挙運動中報酬を支給する者 の届出書」にて従事者を事前に 報告する必要あり</p>			○人数の制限や事前報告 の必要はないが、収支 報告書による報告と領 収書の提出は必要	
<p>提供できる弁当の数は、45食×5日間で1食1,000円以内 実費弁償は、実際に要した額をこえて支給することはできない</p>					

(2) 選挙運動費用の法定制限額（公選法194、公選令127）

立候補届出時に制限額の告示の写しを交付しますが、計算式やおおよその金額は下表をご確認下さい。

法定制限額計算式	告示日における選挙人名簿登録者総数 ÷	議員定数 ×	人数割額(1,120円) +固定額(900,000円)
(例) 12月1日現在 登録者総数による計算	3,761 ÷	10 ×	1,120 + 900,000

=1,321,300円（百円未満の端数切り上げ）

(3) 選挙運動費用収支報告書（公選法189）

出納責任者は、選挙運動に関してなされたすべての寄付及びその他の収入並びに支出に関する報告書を提出しなければなりません。当落の別、投票・無投票にかかわらず提出が必要です。

報告書を提出する際は、支出についての年月日及び支出の目的を記載した領収書の写しもしくは、領収書その他の支出を証する書類を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日、目的を記載した書面を添付しなければなりません。

次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないため、これらを収支報告書に記載する必要はありません。

① 供託金

② 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

③ 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

④ 候補者が乗用する車等のために要した支出

⑤ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

⑥ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

⑦ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

⑧ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

【8. 選挙公営】

一定の金額を限度として、一部選挙運動を公費で行うことができます。

ただし、供託物没収点に達する得票を得られないと公費負担は受けられません。

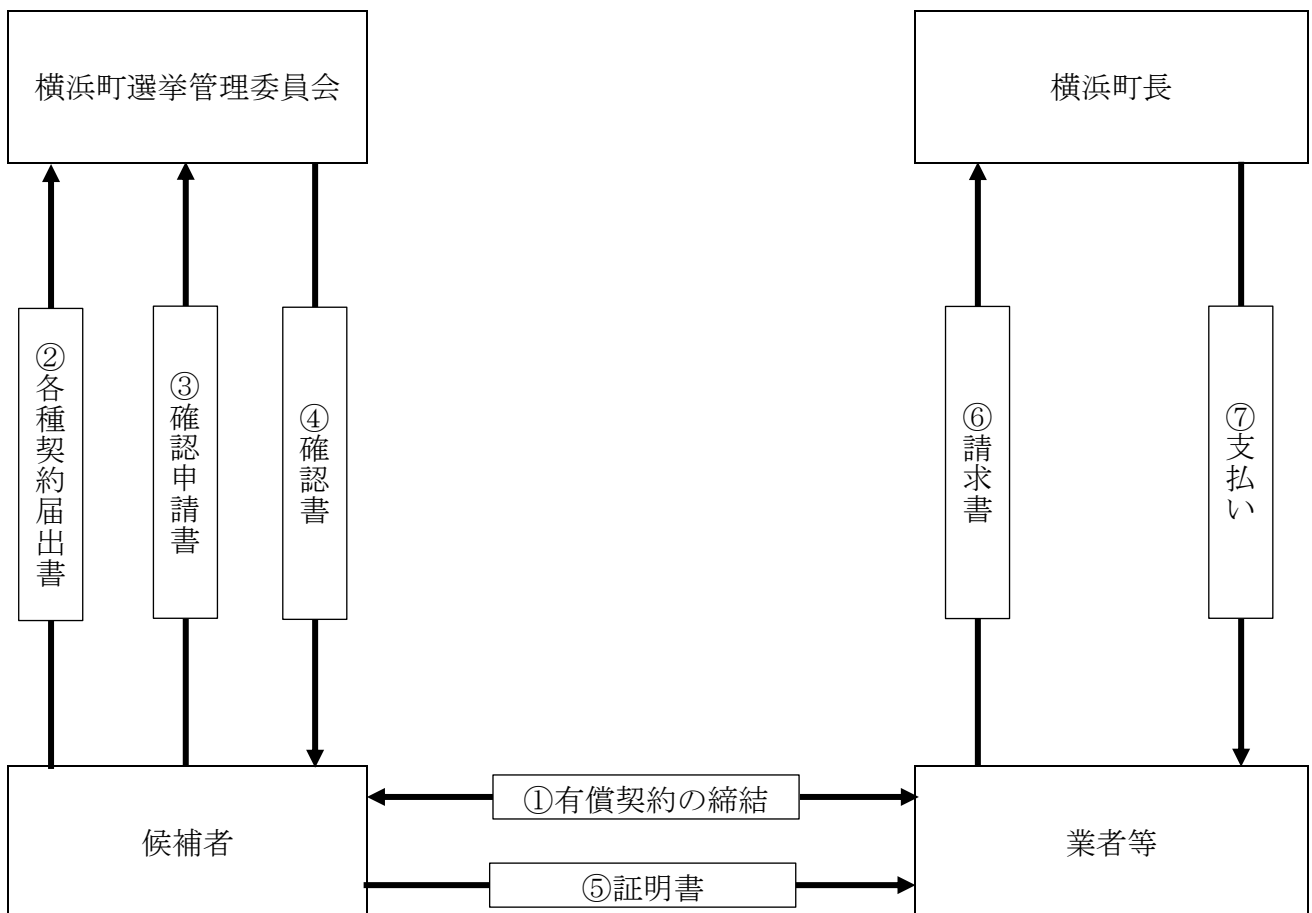
費用は、候補者に支払われるのではなく、あらかじめ候補者と契約した業者等を候補者が選挙管理委員会に届出し、当該契約業者等が町へ請求する仕組みになっています。

(1) 公費負担の対象となる選挙運動と限度額

	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用 自動車の使用① (公選法 141、条 例 2・3・4・5)	【一般運送契約】 選挙運動用自動車、供給燃料・運転手の一括契約	1日あたり：51,500円 5日合計：257,500円	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(一般にタクシー会社等)との有償契約になります。
選挙運動用 自動車の使用② (公選法 141、条 例 2・3・4・5)	【自動車の借入れ】 選挙運動用自動車の借入れ契約	1日あたり：13,390円 5日合計：66,950円	この契約の場合、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。 しかし、当該契約業務を業としない場合においては、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。
	【運転手の雇用】 選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約	1日あたり：10,000円 5日合計：50,000円	
	【燃料代】 選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約	1日あたり：7,210円 5日合計：36,050円	
ビラの作成 (公選法 142、条 例 6・7・8)	選挙運動のために頒布できるビラの作成契約	作成単価：7円51銭 作成枚数：1,600枚 限度額：12,016円	契約はビラの作成を業とする業者等に限られ、上限単価・枚数以上の公費負担は受けられません。
ポスターの作成 (公選法 143、条 例 9・10・11)	選挙運動用ポスターの作成契約	作成単価：2,739円 作成枚数：56枚 限度額：153,384円	契約はポスターの作成を業とする業者等に限られ、上限単価・枚数以上の公費負担は受けられません。

(2) 各種手続き及び書類提出の流れ

No.	手続き・書類等	提出期日等	添付書類	対象契約
①	有償契約の締結 (業者等とやり取り)	各種選挙運動実施前に契約		全て
②	各種契約届出書 (候補者から選管へ提出)	立候補届け出後に提出	契約書の写し	全て
③	確認申請書 (候補者から選管へ提出)	立候補届け出後に提出		燃料代、ビラ、ポスター
④	確認書 (①選管から候補者へ発行) (②候補者から業者等へ提出)			燃料代、ビラ、ポスター
⑤	証明書 (候補者から業者等へ提出)	契約履行後、納品後に	給油伝票の写し (燃料代)	全て
⑥	請求書 (業者等から町へ提出)	書類が揃い次第	確認書・証明書・給油伝票の写し (燃料代)	全て
⑦	支払い (町から業者等へ)	請求書が届き次第		全て



○メモ
